

平成 26 年

第 3 回市議会定例会 報告第 6 号

専決処分の報告について

市が設置し、および管理する公共賃貸住宅の管理上必要な建物明渡し等を請求する訴えの提起を平成 26 年 7 月 17 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

## 1 当事者

原告 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

被告 住所 \* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

## 2 請求の趣旨（内容）

- (1) 被告は、原告に対し、市営住宅湯浜改良団地 107 号（以下「本件建物」という。）を明け渡し、かつ平成 26 年 4 月 1 日から明け渡しずみまで 1 か月 1 万 1,300 円の割合による金員を支払うこと。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とすること。  
との旨の判決を求める。

## 3 請求の原因

- (1) 原告は、平成 20 年 10 月 9 日ころ、公営住宅法およびこれに基づく函館市営住宅条例の定めに従い、被告と同条例の定めによるものとして次の内容の建物賃貸借契約を締結し、市営住宅であるその目的建物を被告に引き渡した。
- (2) 函館市営住宅条例第 38 条には、市営住宅の賃借人が次のいずれかの事由に該当する場合には、原告が期限を定めて市営住宅の明け渡しを請求することができるものと定められている。

①賃料を3か月以上滞納したとき

②正当な事由によらないで引き続き15日以上市営住宅を使用しないとき

(3) 被告は、原告に対し、平成26年4月から同年6月まで3か月分の上記賃料の支払をしない。

これは、上記①の事由に該当する。

(4) 被告は、刑事事件により懲役刑の判決を受け、現在、刑期起算日が平成26年4月12日、刑期終了日が平成29年10月26日として月形刑務所に受刑中である。

これにより、被告は、遅くとも平成26年4月12日以降本件建物に居住しておらず、かつ本件建物に同居者はいないので、同日以降正当な事由によらないで引き続き本件建物を使用していない。

これは、上記②の事由に該当する。

(5) 原告は、被告に対し、函館市営住宅条例第38条に基づき本訴状をもって、本件建物についての賃貸借契約解除の意思表示をなし、かつ本訴状送達後14日を経過した日限りでの本件建物の明け渡しを請求する。

(6) 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しおよび滞納家賃等の支払いを求める。

4 訴えを提起した日

平成26年7月22日

5 管轄裁判所

函館簡易裁判所